章炳麟の民族思想（上）

小野川秀美

一

清末に於て革命論が時代の一風潮として起ってくるのは、義和團の亂（一九〇〇）後のことである。この亂を經て、清朝の外國に對する態度は、排外から媚外に變ると共に、內政に於ても變法を唱えかつ行わざるを得なくなった。いわゆる新政であって、すでに西安蒙塵中に變法の上諭は相繼いで發せられ、北京回鑾後には施行に移されたものもあった。この義和團の亂後の新政は、その行おうとするところ、戊戌の變法（一八九八）と異るところがない、と普通に考えられている。しかしそれは表面の政策についてほぼ云い得ることであって、根本の態度には差異あることを認めなければならない。康有爲によって領導された戊戌の變法は、制度局を中核として部局の改廢を圖り、憲法を布き國會を開いて、立憲君主政體の樹立を目指すという意圖を藏したものである。よしそれは君權變法ではあるにしても、君權によって民權を伸張せしめ、もって富國强兵の實を擧げようとするものであった。これに對して、義和團の亂から日露戰爭（一九〇四—五）に至る間の新政は、「康逆の新法を講ずるのは、亂法であって變法ではない」と云い、*「維新の極にして康逆の亂があり、守舊の極にして拳匪の亂がある」とも說いて、** 維新と守舊の中道を行こうとするものである。從って目的が富國强兵にあることには變りないけれども、制度の根本に觸れる改革は行い得ることでない。

ただ科擧に八股を廢して策論を試し、留學生を派し、學校を建て、鐵道を築き、礦業を興すという風な政策を採ると共に、滿漢の通婚及び纏足の禁を解いて、滿人と漢人との融和を圖ろうとしたにすぎないのである。そこには憲法を布き民權を張るという風な意圖を全く認めることが出來ない。清朝が立憲を考慮せざるを得なくなったのは、日露戰爭後の輿論に押されてのことであって、義和團の亂から日露戰爭に至る間の新政は、政策の改良という域を出ていない。同じく變法とは云っても、一は制度であり、他は政策であり、一は改革であり、他は改良であって、戊戌の變法とは眼目のおきどころ自ら異ることを否定し得ない。清末の變法論は、議會政治すなわち立憲と不可分の關係に於て發展してをり、立憲を離れての變法は、名を同じくして實を異にするものと云うべきである。むしろ洋務の延長と云った方が、より適切であるかも知れない。

*「飭內外臣工條陳變法」、光緒政要卷二十六、光緒二十六年十二月。

**「特設督辦政務處」、光緒政要卷二十七、光緒二十七年三月。

しかしながら清朝自ら變法を唱えたことは、重要な意味をもつものには違いない。殊に西安蒙塵中に發せられた上諭には、「あらゆる朝章國政吏治民生學校科擧軍政財政にして、因るべく革むべく、省くべく并すべき」點について、內外臣僚の所見を求めると共に、「西藝の皮毛」ではなく、「西政の本原」を學ぶべきを說き、* 或は「國勢こゝに至る。斷じて苟且補苴の厄運を挽回し得るところでない。ただ變法自强のみが國家安危の命脈であり、中國民生の轉機であることを知るべきである」、** と糊塗的な改良の斷じて不可なることを强調している。しかも「朝章國政に變通酌定を行うべきものがありやなしやの點は、臣等の敢えて擅擬し得るところでない」という、當時に重きをなした劉坤一・張之洞の會奏あって以來、*** 朝章國政すなわち制度の根本に關する臣僚からの上奏は絕えて現われていない。かつ和議成立して北京に回鑾して後には、時局が一應の落付きをとりもどすと共に、變法に對する態度も蒙塵中に比して自ら軟化せざるを得なかった。變法は朝廷の自發に出ずるというよりは、外壓に押されて、止むを得ず採用したものだからである。加うるに歸政の問題は看過されて、西太后は依然として大權を握り、光緒帝は木偶に等しく、亂の首魁の

一人と目された榮祿も、そのまま、軍機大臣の要職に留っていた。新しく行うべき變法は、戊戌の變法と明かに區別された。戊戌變法のときの制度局にも比すべき督辨政務處は開設されたけれども、その大臣には慶親王・李鴻章・榮祿・崑崗・王文韶・鹿傳霖が任ぜられ、劉坤一・張之洞が遙かに參預大臣に補された。當時の重臣をもって構成されるのであって、時勢に應ずる拔本的な改革は、恐らくは期待すべくもなかったのである。

*「飭內外臣工條陳變法」。

**東華續錄、光緒一六九、光緒二十七年八月癸丑の上諭。

***「兩江總督劉坤一兩湖總督張之洞第二次會奏變法事宜」、光緒政要卷二十七、光緒二十七年六月。

それにしても清朝自ら變法を宣言せざるを得なくなったことは、時勢の轉變を示すものに外ならない。戊戌の政變と共に危險の烙印を押された變法論は、義和團の亂を經て、一轉して論壇の常識となるのであり、朝廷の宣言あってますますその傾向を強めるべきである。しかも朝廷の變法に對する態度とその具體的な施策は微溫にすぎ、かつ官場は舊に增して腐敗していた。清朝の治下に於ける變法にあき足らず、清朝否定の革命論が急進論者の間に擡頭する所以である。孫文は次のように述べている。「庚子（一九〇〇）の年の戰は自分の第二次革命の失敗である。この失敗を經て後、中國の人心を顧るのに、以前とは異ったものが感じられるようになった。第一回の失敗（一八九五）の際には、全國民の輿論がすべて自分を亂臣賊子の大逆無道と見なし、咒詛罵倒の聲が絕えなかった」。「然るに光緒二十六年（一九〇〇）の失敗の後には、人々の罵りを受けること稀であったばかりか、識者の多くは我々のために切齒扼腕して事の不成功を殘念がってくれた。以前と思い合せて見ると天地の差がある。これを見た我々の心中は嬉しさで一杯であった」と。* 義和團の亂が時代思潮の一轉機をなしていることを知るべきであるが、それと共に、朝廷のいわゆる新政が却ってこの轉機を進めるに役立ったことを思うのである。

*魚返善雄氏譯、孫中堂「三民主義及自傳」一四九頁。

義和團の亂を境として、かっての變法論者の間にも急進と漸進と明かな對立が生じている。梁啓超と康有爲によって代表されるものがそれである。康有爲は敢くまで「滿漢不分・君民同體」であり、「まず專制の君權をもって法を變

し、徐ろに公議の民權をもって成を守る」べきことを主張した。* 西太后を首とする現政府には反對するにしても、「捨身救民の聖主」光緒帝を推戴して、その治下に於ける立憲を念願としたのである。これに對して梁啓超は、進化論の立場から、腐敗した舊政體と舊思想を破壞して、耳目を一新すべきを說き、民權と自由を唱え、かつ近い將來に政權は再び漢人に歸して、共和政體が樹立されることを諷刺している。** また現政府に對しては、「縱拳の首領」西太后が回鑾の後に假面を脫いで、そのまま實權を握っているので、天下は政府に望を絕ち、破壞の思想が大いに起ったと攻擊すると共に、「改革の業は巨石を危崖より轉がすようなもので、その目的地に達しなければ止まないものである」、「僞改革は革命の媒である」、と姑息な變法を非難している。*** 西洋近代の國家と思想に對する憧憬が、中國の現狀に投影されて、破壞を希い共和を想わしめるのである。それは殆ど革命論に近いと云って差支えない。

*「答南北美洲諸華僑論中國只可行立憲不可行革命書」、「不幸而言中不聽則國亡」所收、一九〇二年。

**拙稿「清末の思想と進化論」、東方學報二十一、一九—二〇頁。

***「敬告當道者」、新民叢報十八號、光緒二十八年九月、文集之十一。

もともと梁啓超は戊戌變法に敗れて日本に亡命して後、孫文派との間にかなりの接觸があったようである。康有爲派と提携しようという動きは、早く一八九一年康有爲が廣東の萬木草堂に學を講じた頃から、積極的に孫文派からなされたらしく見えるが、しばしば試みられて失敗を重ねた。「もし孫某が訂交を欲するならば、宜しくまず子弟の禮を取るべきである」、と康有爲は云ったと傳えられる。* 當時すでにある程度の名聲を有した康有爲にとって、一介の書生孫文との對等の交りは、論外のことであったろうかと思われる。戊戌變法に敗れて日本に逃れた際にも、康有爲は敢えて孫文と提携しようとはしなかった。光緒帝復辟のために起兵勤王には努めるけれども、その他のことは自分の知ったことでないと云い、** 明かに革命派との間に一線を劃したのである。しかるに孫文と梁啓超との提携は、康有爲が一八九九年二月カナダに去って後、急速に具體化されようとしている。それは孫康兩派の有志の間に合併の議が進められ、合併後の會長に孫文を、副會長に梁啓超を推し、

そして康有爲を隱退せしめようとするものであった。康有爲に宛てて梁啓超が起草した文書には、庶政を公開し共和政體に改造しなければ、危局を挽救することは出來ない、光緒帝の賢明なことは擧國皆知っている、將來革命が成功したとき、もし民心が愛戴するならば、總統に推してよい、春秋すでに高い吾が師は、林泉に息影して晩景を娛しんでほしい、という意味のことが書かれていたと云われる。*** 革命後の總統に光緒帝をも推し得るという含みを持たせることによって、孫康兩派の妥協を圖ろうとしたものである。しかしながらかような妥協は、康有爲並にその門下の多くのものの承服し得るところでない。却って梁啓超をハワイに遣って保皇會のことに當らしめ、區榘甲をサンフランシスコに遣って機關紙文興報の主筆に任ずるという康有爲の嚴命が下るのであって、孫梁合作の企圖はここに瓦解せしめられた。梁啓超が一八九九年十二月横濱を離れてハワイに發ったのは、師の嚴命によるものである。

*馮自由「革命逸史」初集、「戊戌前孫康二派之關係」、四七—八頁。

**同書、「戊戌後孫康二派之關係」、四九頁。

***馮自由「革命逸史」第二集、「康門十三太保與革命黨」、三一—二頁。

梁啓超はハワイへの紀行で、日本に來てから廣く日本の書物を讀んで、「腦質これがために改易し、思想言論は前に較べると別人に出ずるがようである」、と自ら記している。* 當時の民權論者梁啓超は、日本に亡命して後更に急進の度を加えるのであって、孫文派との交渉もその間に開けたのであろうと思われる。しかも康有爲の嚴命を拒み得なかったところに、師の權威と梁啓超その人の傾向が偲ばれるのである。當時孫文派の勢力はなお微弱であり、殊に知識層の支持は甚だ薄かった。一八九五年冬横濱の華僑から子弟教育のために新たに設けた學校に招聘すべき教員のことについて相談を受けたとき、孫文は「興中會員で教育界に從事するものが絶えて少なかった」ので、門下の多い康有爲に助力を求めざるを得なかった。新設の校名も初め孫文は中西學校と命名したのであったが、康有爲によって大同學校と改名された。そしてこれを境として、康有爲派の勢力が華僑の間に延びるのであって、一八九九年保皇會の分會が横濱に設けられて後には、華商の興中會員の大半がこれ

に加入し、大同學校には孫文の到校を許さないという標語さえ掲げられたと云われる。** かような時期に、新思想家として若い知識層に令名の高い梁啓超と結ぶことは、孫文派にとっても望ましいことであったに違いない。しかしこれも梁啓超がハワイに發つことによって、中心を失い挫絶するのである。

*梁啓超「夏威夷島遊記」、一八九九年十二月十九日の條、專集之二十二。

**馮自由「中華民國開國前革命史」四一—四二頁、及び革命逸史初集、「横濱大同學校」の條、五〇—五二頁。

梁啓超はハワイに居ること半年、唐才常の學事を聞いて上海に返り、その失敗の報を得て、廣く南方を廻って一九〇一年四月再び日本に歸來している。唐才常は康有爲派の一人で、義和團の亂に乘じ、「討賊勤王」を標榜して漢口に擧兵しようとしたものである。そのためにまず上海のイギリス租界に容閎を議長として國會總會を開き、沿江沿海の各省に國會分會を置いた。會に加入するものは諸省に分布していた變法派のみならず、自餘の不平分子をも加えた。そして唐才常自身は漢口の分會を根據として、會名を自立會、軍名を自立軍と云い、哥老會と結んで事を擧げようとして未然に發覺するのである。* 自立軍の安民告示によれば、中國自立の權を保全すると共に、光緒帝の復辟を請うことが宗旨とされ、「善良を保全し、苛政を革除し、共に文明に進んで一新政府をつくる」ことが規定されている。** またその文書には東南各行省を新造自立の國と稱し、自立會の規約には滿洲を國家と認めないことが定められていた。*** 意圖するところは、東南諸省に獨立の新政權を樹立するにあったが、或は光緒帝の復辟を云い、或は滿洲の否認を說く。主旨に徹底しない點のあるのは、變法派を主として、急進論者並に會黨の勢力をも糾合しようとしたからであろう。

*東華續錄、光緒一六二、光緒二十六年九月癸巳の條。

**革命逸史初集、「秦力山事略」、八七頁。

***東華續錄前條。

康有爲は義和團の亂に乘じて、光緒帝復辟のために奔走し、殊に資金の調達に盡力した。國會の開設から擧兵への工作も、康有爲の指示に俟つところ多かったに違いない。しかし當時康有爲は印度におり、國內での主動權は唐才常に委ねられていた。滿洲の否認も唐才常等の附加した一項

ではないかと思われる。そしてこの工作に失敗して後には、康有爲はもはや擧兵のことを云わない。光緒帝の復辟を說くことには變りないけれども、それと共に開明專制を唱えるのである。これに對して梁啓超は、日本に歸來して後、一九〇二年正月新民叢報を發行し、破壞を唱え共和を諷し、「進化生存競爭の理により、民族の時勢に適應しないものは自存することが出來ない」として、近代國民としての資格、すなわち新民を强調するのである。さきに戊戌變法に敗れて、日本に亡命したとき、梁啓超は資を華僑に募って、一八九九年橫濱で淸議報を創刊した。興中會の支部長にして華商の有力者である馮鏡如を會長に推し、自ら主筆に任じて、* 政府を攻擊し民權を唱導したのであったが、新民叢報では論調は更に急激となった。殊に舊思想の破壞と新思想の宣傳に努めるのであって、平易にして流暢な文體と相俟って、その若い知識層の間に於ける名聲は、殆ど一時を風靡する觀があった。一九〇一・二年の頃が殊にそうである。

* 革命逸史初集、「橫濱淸議報」、六三頁。

恰も義和團後の新政によって、留學生が積極的に海外に派遣されることとなり、その大部分のものは日本に來た。また唐才常の變に敗れて、急進論者の中には日本に亡命するものもあった。彼等は急速度に新思想を吸收するのであって、すでに一九〇一年末、「近來留學生は習氣に染み、流弊ますます多い」という諭旨が下され、翌一九〇二年末には總監督を日本に派して留學生の監督に當らしめざるを得なかった。* 留學生の有志は一九〇〇年の下半期から譯書彙編という雜誌を創刊して、ルソーの民約論・モンテスキューの法の精神・ミルの自由論・スペンサーの代議政體論を相繼いで登載した。** そしてこれ等の諸思想は、變革の理論として、若い知識層に受入れられた。また一九〇二・三年の間には、省名を冠した雜誌、例えば湖北學生界・湖南遊學譯編・浙江潮・江蘇等の如きも、それぞれの省出身の留學生によって東京で發行された。*** 今これ等の雜誌を見ることは出來ないけれども、何れも革命排滿を唱導するものであったと云われる。義和團の亂以前に於ては、孫文派の宣傳機關には殆ど云うに足るものがなかった。僅かに揚州十日記・嘉定屠城記、及び明夷待訪錄の中から原君・原臣の二篇を選錄したものが配布されていたにすぎない。一八九

九年末陳少白が香港で中國日報を創刊して、革命新聞の濫觴をなしたときにも、「筆政を操るものが歐米の新思想に疎いために、頗る學徒の重視するところとならなかった」という。**** しかるに義和團後二・三年にして、新思想と革命排滿とは却って留學生の有志によって鼓吹され、革命運動にとって始めて若い知識層の積極的な協力を求め得る素地が作られるのである。

* 東華續錄、光緒一七〇、一七六、光緒二十七年十一月庚辰、同二十八年冬十月丁亥の條。

** 革命逸史初集、「勵志會與譯書彙編」、九九頁。

*** 馮自由「中國革命運動二十六年組織史」六三・六八頁。

**** 革命逸史初集、「革命初期之宣傳品」、一〇—一一頁。

また留學生の有志は革命思想の宣傳に努めたのみではない。排滿の行動にも出でようとするのであって、一九〇二年支那亡國二百四十二年紀念會が章炳麟等によつて東京で發起されて後、種々の結社が相繼いで起され、更に急進分子は翌年軍國民教育會を東京に設けて、排滿を宣言すると共に、鼓吹・起義及び暗殺を實行の方法として決定したといわれる。* 時を同じうして上海に於ても、一九〇三年蔡元培等によって愛國學社が設立され、また章炳麟・鄒容を立役者とする著名な蘇報事件が起されている。一九〇〇年惠州の起事に失敗して後、孫文派が沈滯をかこっているとき、革命の風潮は東京と上海を中心に、海の內外呼應して、急進的な知識層の間に高まるのである。

* 「中國革命運動二十六年組織史」六七頁。革命逸史初集、「東京軍國民教育會」、一〇九—一一〇頁をも參照。

かように高揚し始めた新風潮の下に於て、梁啓超はもはやこれと歩調を共にすることは出來なかった。彼は一九〇二年三月支那亡國二百四十二年紀念會が發起されて、孫文と共に同意を求められたとき、贊成に署名しながらその名を公表しないことを要求した。しかも紀念會の宣言書は梁啓超に託して、新民叢報社から華僑に送られている。* 恰も革命派と不卽不離の關係をとったと云わざるを得ない。しかるに一九〇三年以後には、彼の主張は明かに後退の傾向を示すのであって、新思想の意外に速かな傳播に驚き、自由と破壞の泛濫にたじろぐのであった。新思想宣傳の導師として、間接に廣く革命の種子を蒔いた梁啓超は、却って儒教道德の線に沿うた私德の培養を說き、その成長を阻止しようとするのである。** しかしながら新たに高揚の緒につ

いた風潮は、更にその速度を強めねば止まないであろう。一九〇三年「蘇報事件前後から漸く革命書報の全盛期に入る」と云われ、***革命への傾向は單に留學生の有志のみならず、廣く若き知識層の心を捉えようとするのである。義和團後のいわゆる新政が、これに拍車をかけたことは云うまでもない。そしてこの時期に當り、徹底した排滿の鼓吹者として名聲をうたわれるものが、梁啓超の朋友にしてやがてその論敵となった章炳麟である。

*「中華民國開國前革命史」一一三頁。原文に清議報とあるのは、新民叢報の誤記であろう。

**拙稿「清末の思想と進化論」二五—六頁。

***革命逸史初集、「革命初期之宣傳品」一一頁。

二

章炳麟には早くから排滿の意識が萌していたようである。彼は浙江の餘杭の出身であるが、一八七七・八年、十一・二歳の頃、「夷夏の防は君臣の義に同じ」く、また「もし李自成が明の天下を得ていたならば、自成はよくないけれども、その子孫が皆不善とは限らない。しかし今はこのような議論を止めよう」、と外祖父から聞かされたことがあった。「余の革命思想はすなわちここに伏在する」、と自ら述懐している。* 恐らく華夷の別すなわち排滿の意識は、底流として浙江の讀書人の間に傳えられて、若き章炳麟の心にも訴えるものがあったのであろう。そして一八八六・七年、十九・二十歳の頃、明末の稗史十七種を讀み、一八九二年の頃から德清の俞樾について專ら春秋左氏傳を治めた。排滿の萠芽は明末の稗史に刺戟されて、次第に根を下し始めるであろうし、專ら春秋左氏傳を治めたことは、後に康有爲と對立せしめる學問上の素地を與えている。彼が科學の念を斷ったのも、排滿意識の現れに違いない。そして一八九五年二十八歳のとき、康有爲が北京に創立した强學會に入會し、翌年梁啓超に勸誘されて時務報に關係した。强學會は風氣を開き知識を開くには團體が必要であり、團體には開會が必要であるとの見地から創立されたもので、** 要するに變法を推進するための支柱たるべき意味をもつものであった。强學會は數ケ月にして封禁されたが、その後間もなく諸方に起るいわゆる學會の先驅をなして、相當の意義をもっている。また强學會の後を承けて、梁啓超等により上海に創辦されたのが時務報であって、數ケ月の間に一

萬餘部の賣行を示したと云われる。***變法の鼓吹に重要な役割を果すと共に、二十四・五歳の青年梁啓超の文名を一時に重からしめた雜誌である。章炳麟が排滿の念を內に藏しながら、强學會に入會し時務報に關係をもったのは、急進的な變法論者として知られる康有爲・梁啓超と現狀打破の一點に於て共鳴するものがあったからであろう。また變法を超えて排滿を唱えるほどには、當時なおその排滿意識も高まっていなかったと思われる。

*朱希祖「本師章太炎先生口授少年事蹟筆記」、制言半月刊第二十五期。民國二十五年四月二十八日の筆記にかかる。

**「康南海自編年譜」、戊戌變法Ⅳ、一三三頁。

***梁啓超「清議報一百册祝辭並論報館之責任及本館之經歷」、文集之六。

章炳麟は時務報に「論亞洲宜自爲脣齒」及び「論學會有大益於黃人亟宜保護」の二篇を發表している。*前篇では、日本と親しんでロシアを禦ぐべきを說き、後篇では、學校と學會を奬勵して民氣を伸張せしめ、「吾が學を昌にして吾が類を强め」、「敎をもって民を衞り、民をもって國を衞る」ようにすべきで、今の急務は「革政をもって革命を挽く」にあると論じている。日本と結んでロシアに當るとは、變法派に主張するものがあり、學校と學會の奬勵・民氣の伸張は、殊に梁啓超が强調するところであって、殊別に耳新しいことではない。ただ章炳麟の云う學と敎とは、「周孔の道」を指しているらしく、その點康有爲・梁啓超とは異っている。一八九六年章炳麟は梁啓超から、その師康有爲の宗旨が變法自强と孔敎創立にあると聞かされたとき、變法維新は當世の急務であるが、尊孔設敎は敎禍を煽動する恐れがあり、輕々しく附和することは出來ない、と云ったと傳えられる。**後幾何もなくして章炳麟は、孔子改制という點で康有爲の影響を受けるけれども、この頃にはなお互に學問上の交涉はなかったように見える。何れにしても章炳麟が時務報で說くところは、主眼は革政にあり、政治の改革によって國勢の挽回を圖ろうとするもので、その點變法派と何等異るところがない。排滿の口吻は表面に現われないのである。

*時務報十八・十九册、光緒二十三年一月二一日及二十三年二月一日。

**「中華民國開國前革命史」一一三頁。

章炳麟をしてその藏する排滿の意向を强化せしめ、更に

これを表面化せしめる契機となったものは、戊戌政變と義和團の亂である。彼は戊戌の變法に參劃はしなかったけれども、强學會に入會し時務報に關係した點で、お尋ね者の一人となった。そして難を臺灣に避け、翌一八九九年梁啓超の勸めを受けて日本に渡り、二・三ケ月にして上海に返っている。臺灣では臺北新報に文を載せて、康有爲・梁啓超が「種族を辨別して、また忠を虜主に效すなき」を勸告したと云われ、*日本では梁啓超の紹介で孫文にも會っている。ついで一九〇〇年唐才常が義和團の亂に乘じて上海に國會總會を開いたとき、これに參加したけれども、排滿と勤王とを並び標榜するのに不滿をもって脫會した。そして自ら辮髮を切って排滿の意志を表明するのである。章炳麟三十三歲のときのことで、彼の名が世間的に知られるのは、或はこのときからかも知れない。**彼が總督李鴻章に書を送って、廣東の獨立を勸めようとしたのも、***當時のことであろうと思われる。ついで唐才常が漢口に失敗すると、國會に名を列ねていたものには一律に逮捕の手が延びて、章炳麟は上海租界に潛み、一九〇一年難を宣教師の經營する蘇州の東吳大學に避け、漢文教師となったが、逐求の手嚴しく、翌一九〇二年再び日本に亡命している。そして梁啓超が創設した廣智書局に招かれて、留學生が翻譯する日本書籍の譯文を潤飾して糊口の資を得た。當時孫文派とも親しく往來したらしく、また留學生の有志は革命の先進かつ文豪として、章炳麟を推重したと云われる。彼が提唱して支那亡國二百四十二年紀念會を東京に開こうとしたのも、またこの年のことであった。

*馮自由「弔章太炎先生」、制言半月刊第二十五期、及び「革命逸史」初集、「章太炎事略」五四頁。

**曹亞伯「武昌革命眞史」、前編一一二頁。

***章炳麟「庚子拳變與粵督書」、甲寅週刊一の四二。

義和團の亂前後に於ける章炳麟の思想を窺うに足るものは檄書である。檄書には「皇漢辛丑後二百三十八年十二月章炳麟識」、すなわち一八九九年舊曆十二月の日付ある自序を載せたものと、「皇漢共和二千七百四十一年章炳麟錄」、すなわち一九〇〇年の日付ある自序を載せたものとの二種がある。*前書には梁啓超の署名があって、一九〇一年蘇州で出版されたと推定され、**後書には鄒容の署名があって共和二千七百四十五年夏四月、すなわち一九〇四年東京で出版されている。そして前書には戊戌變法の頃から義和團の

亂前までに書かれた論文を收め、*** 後書にはそれに刪改を施すと共に、義和團の亂前後に書かれた論文を新たに加えている。前書に梁啓超の署名があるのは、彼と章炳麟とは親しい友人であり、かつ當時梁啓超は殆ど革命論に近い主張をもなして、一部では革命派と目されていたからである。また後書に鄒容の署名があるのは、梁啓超が僞革命であるのを見破り、新たに激しい排滿を唱える鄒容の署名を掲げることによって、その旗幟を鮮明にしようとしたからであろうと思われる。章炳麟が鄒容を知ったのは、一九〇三年の春上海に於てであり、夏には蘇報事件のために共に獄中に繫がれている。鄒容の署名も恐らくこの年春夏の頃に書かれたものに違いない。

* 鄒容の署名ある訄書解辮篇に、「共和二千七百四十一年秋七月余年三十三矣」と見える。章炳麟三十三歳は一九〇〇年に當り、この年に新しい訄書の自序が書かれたのである。

** 朱希祖「本師章太炎先生口授少年事蹟筆記」に、「其年(一九〇一)刻訄書於蘇州」とあるものに當る。

*** 明かに戊戌變法の頃に書かれたものには、商鞅・改學及び鬻廟の三篇があって、それぞれ戊戌七月、戊戌春及び戊戌春と製作の年月が記入されている。しかしそこには排滿の口調はまだ出ていない。また帝韓篇には、「自永嘉喪亡以至庚子二百三十有九年」とあって、一八九九年舊曆十二月の自序あるも、一九〇〇年に書かれたものも、ときに收められているようである。

訄書のもつ一特色は、民族意識ないし種族意識が隨處に表明されていることである。そしてその民族ないし種族は、華夷思想に裏付けされ、これと不可分の關係にあるように思われる。孫文の民族主義がほぼ異民族の支配とそれからの獨立を强調するのとは、異つた性格を感じさせるのであるが、それは或は古典的な造詣と近代的な教養との差異に基く、と云い得ることかも知れない。ただ章炳麟に於ても、中國のみが文明で、他は悉く野蠻であると云うのではない。歐米は「何れも中國」であって、「それは吾が華夏と色に黃白の差はあるけれども、何れも德慧術知ある民」とすべく、アジアに於て禮義冠帶の族は、西に震旦(=中國)、東に日本あり、他は著錄に値しないとされるのであった(新舊爾訄書原人篇)。* 華夷思想は阿片戰爭以來徐々に變形され、康有爲を頂點とする急進的な變法論者は、立憲政體を中國に導入するための論據を、經書の精髓が西洋の近代に實現されているという點に求めた。「西洋の致强は實に經義の精

に暗合するもので、別に新創の治をなすわけでな」かったのである。** これは西洋を夷狄視する傳統的な考え方と、正に逆の關係に立つものではあるが、「經義の精」を西洋に投影せしめる點に於て、なお形を變えた中華意識たるを失わない。その點章炳麟は康有爲と異っている。彼は歐米を德慧術知の民、震旦と日本とを禮義冠帶の族と云い、歐米に別個の中國を認めようとしたにすぎないのである。

* 梁啓超の署名ある尪書を舊尪書、鄒容の署名ある尪書を新尪書とする。以下同じ。

** 康有爲「上今皇帝第四書」、光緒二十一年五月閏初八日。

しかるに章炳麟の華夷思想は、夷狄に對して遙かに深刻である。今それが最も強く表明されている原人篇（新舊兩尪書の何れにもあり）に例を取るならば、夷狄は「人ではなく、猿が人の形に似、牲々が人の口眞似をよくする」ようなもので、「その種類は民とするに足らず、その酋豪は君とするに足らない」ものであった。從って夷狄の支配は簒奪の比ではない。簒奪して三代を經れば、民はその民となり、地はその地となって、民衆に大害がなければ、これを君主としても差支えない。しかるに夷狄は億萬世天下を支配しようとも、君の實は全くなく、「虎に冠を付け猿に衣を着せる」に等しい、と極言している。章炳麟も夷狄の進化を認めないのではない。しかしながら「戎狄より進んでも、部族は固より中國と殊なる」のであり、「虜姓は進化しても、なおその部族を辨別して、紛糅せしめてはならない」のであった。華夷の別は文化の高低ではなくして、種族の相違である。「一切は種類をもって斷とす」べく、種類の同異があらゆることの前提となっている。その點章炳麟は康有爲と對照的な立場に立つ。華夷の別を文化の問題とする康有爲にとっては、あくまで「滿漢不分・君民合治」であって、そこからは民族の問題は出てこないのである。

要するに、康有爲は中華の精髄を西洋に想定し、章炳麟は夷狄を獸類に比定する。かくて一は立憲政體の導入に積極的な道を開いて、變法維新の先頭に立ち、他は華夷を辨別することによって、排滿鼓吹の導師となった。何れも華夷思想の發現であることには變りないけれども、華夷思想のもつ文化と民族の何れに基礎をおくかが、變法と排滿との重要な分岐點となっている。華夷思想の重心は、云うまでもなく文化にあるが、その底に存在する民族を強く表面

に押し出して、文化とその地位を顚倒せしめたところに、章炳麟の特異性があろうと思われる。

なお章炳麟の夷狄に對する考え方、すなわち排滿意識と關聯して述べねばならないことは、鄒容が題字を書いた新尨書の冒頭に、客帝匡謬及び分鎭匡謬の二篇を掲げていることである。客帝及び分鎭の二篇は、もと梁啓超が題字を書いた舊尨書に載せられたものであるが、新尨書では「錄してこの篇を刪る」、と載錄して而もその刪除を宣言している。客帝とは、滿洲の如き異族が來って中國を支配する場合を指して云う。恰も異國の人材を登用した場合に、これを客卿と云うに同じである。しかし客卿にはこれを用うるものがあるが、客帝には誰が主となってこれに印璽を授けるか、と章炳麟は問い、そして「震旦の共主は漢より以來二千餘年にして未だかってその姓を易えたことがない」、「震旦の共主は仲尼の子孫でなくて誰であるか」、と答えている。中國の共主は孔子の子孫であり、二千年來自ら帝王と號したものは、周の桓公・文公及び日本の幕府の如きもの、すなわち覇者である。覇者は「漢であろうが、滿であろうが、鶴や蟬が前を通りすぎるようなものにすぎない」。覇者は當罰を主どって、名位を主どることは出來ない。「素王空帝をもって名位を主どる」ものが共主である、と主張している。しかしながら覇者に滿漢を問わないとしても、章炳麟は清朝をそのまま覇者として認めるのではない。それでは「高義殆ど阻まれ、配天の志殆ど息む」のであって、「滿洲を攘逐するのも今日にあり、滿洲を攘逐せざるもまた今日にある。客帝が誠に誠明ならば、必ず陸贄にならって、咎を引いて名を降り、方伯をもって自ら處れ」と云う。客帝は「君主としてではなく、長官」として扱わるべきものと考えられたのである。

章炳麟は客帝匡謬篇に於て、「自分は一八九八・九年難を避けてから、清を尊ぶものと交って客帝を作り、かりそめの心を飾った。本を棄てて教を崇び、遠く時勢に違っていた」と述べている。恐らく客帝の一篇は、難を日本に避けて、清を尊ぶもの、すなわち梁啓超等と親しくした頃に作られたものである。そして教を崇ぶということは、云うまでもなく孔子の子孫を二千年來の共主として想定したことを指している。また一面ではかくすることによって、その排滿の念を表明しようとしたものであった。しかし孔子

の子孫を共主として崇ぶのは客帝篇のみのことではない。舊𤣥書の襍說篇にも*、「王者は代替して孔は代喪しない」、「戎狄あって我が九鼎を盜もうとも、誠に共主を如何ともすることが出來ない」、と同樣の見解を示している。この頃の章炳麟がもつ一傾向ではなかったかと思われる。

*新𤣥書襍志篇にも、この條が收錄されているが、これは尊孔の名殘りと見るべきものである。

このような尊孔の傾向は、また孔子の素王改制を容認していることとも、關聯があるであろう。舊𤣥書の尊荀篇に、春秋は「夏政を魯に返して、新王のために制作し、漢のために制作したのではない」、と春秋が魯を周に代るべき新しい王者として、そのために制を立てたものであることを認め、また「荀子のいわゆる後王は素王であり、ここにいわゆる後王に法るとは、春秋に法ることである」と說いている。この孔子改制という考え方には、恐らく康有爲の影響があるに違いない。ただ康有爲は孔子の改制を唱えると共に、孔子を教主として崇ぶのであったが、その點には章炳麟は同調し得なかったように見える。彼は一八九六年尊孔設教は教禍を煽動する恐れがあると梁啓超に語り、一八九八年春湖廣總督張之洞に招かれたときにも、康有爲が教主になろうとするのは、奇妙なことを考える嫌いがある、と語ったと傳えられる。* 舊𤣥書の𦍒蠱篇にも、孔子が上天及び鬼神を退けた點に、「孔氏がその聖もって百王の蠱(マドヒ)を𦍒(クダ)すに足る」所以を求めたけれども、絕えて孔子を教主と云ったことはないのである。また康有爲は古文を劉歆の僞作と說くのであったが、章炳麟はその不當を述べ、古文は今文に勝る、と考えていた。素王についても、「素王は德にあって符命にあるのではない」と云って、康有爲がややもすれば孔子を緯書に附會する傾きがあるのとは、反對の立場に立っていた(舊𤣥書獨聖下)。しかしながら孔子改制の一點は康有爲の影響と見做さざるを得ない。云いかえるならば、その點に關する限り、古文派である章炳麟が今文派に接近していたと云うべきである。そして素王としての孔子の改制を認め、これに立脚して、孔子の子孫を二千年來の共主とする考が引き出されたと思われる。

*馮自由「中華民國開國前革命史」一一二頁。

しかるに新𤣥書に於て、章炳麟の孔子に對する見方は大きく轉換している。彼は新𤣥書の訂孔篇に*、孔子が支那に

出たのは支那の禍本であり、孔子が未曾有の人物として貴ばれたことが、支那の精神を守舊的に傾かじめた一原因である、と云う遠藤博士の言を引いて、** 孔子が度を起えて聲望ある所以を、次のように述べている。すなわち六藝は道家墨家の周知するところであったが、老墨の諸公は六藝の刪定に意を用いず、孔子がその威を擅にした。秦の焚書に遭うて散じ、また出でて、關鍵は自ら孔子に握られ、諸子は後方に退くのみであったと。孔子に聲望が歸する所以は、六藝の刪定に外ならなかったのである。しかしそのことから、孔子が萬事に卓絶した人物である、と章炳麟は云うのではない。孟子・荀子に較べて、博く故事に通じ、比較にならないほどに才が秀いでている點は認めるけれども、知德は少しく孟子に劣り、荀子の學は孔子に過ぎ、「孟荀の道術は皆遙かに孔氏を超える」ものであると考えている。孔子は孟子・荀子と同列に於てその優劣が比較されるのである。それにも拘わらず、孔子が六藝を刪定した所以については、重要な意義を認めなければならない。「孔氏は古の良史であり、輔するに左丘明をもってして、春秋を次第し百家を料比した」、と孔子を勝れた歷史家と見るのはそのためである。而もこれと關聯して、左丘明を高く評價し、かつ「孔氏死して名實ともに佶伉するに足るものは、漢の劉歆である」と說いて、劉歆を孔子と並ぶ地位にまで高めるのである。劉歆は云うまでもなく古文派の開祖であり、左丘明は春秋左氏傳の編者として傳えられる。劉歆と左丘明とを甚だ重く見ることは、すなわち章炳麟が今文を離れ、春秋公羊傳を退けることに外ならない。云いかえるならば、康有爲の影響を拂拭することであった。

* 檢論卷三、訂孔上下篇は、これを訂正增補したものである。

** 遠藤隆吉「支那哲學史」三六—七頁に見ゆ。明治三十三年（一九〇〇）五月二十九日發行。

このように章炳麟が孔子に對する見方を「古の良史」と改めたのは、恐らく章學誠の「六經皆史」の說に負うものである。彼は新唐書に於て、「會稽の章學誠は文史・校讎の諸通義をつくって、劉歆・班固の學を復活した」と云い、また「六藝は史である」とも、「人は六經は皆史と言うが、古史が皆經であるのを知らない」、とも述べている。（清儒篇）この「古史は皆經である」という考え方は、「道家者流は史官に出で、莊周・韓非は古の良史である」（哀清史附中國通史略例）と

いう態度と共に、後に章炳麟が唱える「九流皆史」説の先驅をなすものであって、康有爲が説く「諸子の創教改制」説とは眞向から對立するものである。とに角經は史であり、古史は經であるという立場からは、孔子の素王改制は當然に否定され、孔子の子孫を二千年來の共主とする考え方にも、反省が加えられねばならないであろう。のみならず新尪書に於て章炳麟は、「儒に一孔あって、後王に法らずして神運に眩む」(官統篇上)、と孔子を非難し、或は「今の世は孔氏の言に資するもの少ない」(儒俠篇)、と孔子の教が當世に餘り役に立たないと考えている。*客帝匡謬篇に「本を棄てて教を崇び、遠く時勢に違っていた」と述べて、自ら客帝篇の妄を正しているのは、このような孔子觀の轉換と深く繫がりがあろうと思われる。またそれは一面では「清を尊ぶもの」との思想的な絶緣をも意味している。

*舊尪書官統篇及び儒俠篇には、これ等の文句なし。

次に客帝匡謬篇と並び新尪書の冒頭に掲げられた分鎭匡謬の一篇も、舊尪書に載せた分鎭篇の誤謬を正したものである。分鎭篇に於ては、河北・山東・山西・河南及び東三省を王畿とし、その他を五道に分って、道を王畿に附庸たらしめようとする。すなわち督撫の才あるものを道の長として、道の長は行政權のみならず外交權をも握り、ただ歲ごとに數十萬金を中央に納めるにすぎない。道の長は失地缺貢のことがなければ、終身その地位に留り、死すればその屬吏を推して中央から任命の形を採る。これが章炳麟のいわゆる「封建と方鎭とを一にしたもの」、すなわち分鎭であって、分鎭ごとに內政を修めるようにすれば、天下は少康を得るであろうし、また「瓜分して外人に與えるよりも、瓜分して方鎭に與えるのが勝っている」、と云うのであった。そしてこのような考え方には、「已むを得ずして官制を改めることが出來ないならば、分鎭がよい」、という前提があった。革命が不可能とするなら、次善の策として、一種の「聯邦制」にも似た分鎭がまだよい、と考えたのである。舊尪書に於て、中國と日本の盛衰に觀て、國は「小でなければ自强するに足りない」、「中國今日の存滅は自分は知らない。後に賢明な君主ありとすれば、必ず分裂の季に起るであろう(東鑒篇)、と述べているのは、これと同じ心境に發するものである。また義和團の亂に乘じて、李鴻章に廣東の獨立を勸めようとしたのも、分鎭の構想と關聯が

あろうと思われる。* 分鎭は排滿の革命ではないけれども、形を變えた排滿の表明に外ならなかったからである。

*章炳麟の「庚子拳變興粤督書」には、「明かに政府と絶って、列强に藩鎭の恃むべきを示すのが勝っているではないか」と云い、戊戌の獄に難を海外に避けているものを用い、更にこれを湘鄂江皖閩浙の諸幕府に散布して、藩鎭をして互に協力するようにすべきを說いている。

しかるに分鎭匡謬篇に於ては、「新たに事を用うるものが畏懼すること大老舊臣にすぎ、一道を屬しても任に堪えない」、「中國を領導するのは新聖にある」、と自らこの篇を刪除している。分鎭匡謬篇は、客帝匡謬篇と同じく、共和二千七百四十一年すなわち一九〇〇年に書かれたもので、恐らく唐才常の變後上海租界に潛んでいた頃の作であろう。當時形勢觀望の形であった東南の督撫は、再び清朝に歸趨し、亂後の事態も漸く收拾の萌しが見えてきた。孔子の子孫を共主とする考が、「遠く時勢に違っていた」ことを知ると共に、分鎭の構想が誤りであったことを悟るのは、この時期であって、以後章炳麟は徹底した排滿の鼓吹者として現われている。客帝匡謬と分鎭匡謬の二篇を作り、或は共和という年號を用いているのは、その端的な表明である。

なお新舊兩尪書は學術の書であると同時に經世の書である。義和團の亂前後に於ける章炳麟の民族思想のみならず、その政治思想を考える上にも屈强の材料となるものであるが、今はこれ位に留めたい。下篇に於てときに參照することがあろうかと思う。

[附記] この稿を草するに當り、小島祐馬先生から鄒容の署名ある尪書を、宮崎市定先生から中華民國開國前革命史及び武昌革命眞史を、島田虔次氏から梁啓超の署名ある尪書を拜借することが出來た。深く感謝の意を捧げたい。なお島田氏所藏の尪書は二册本であるが、研究所にある一册本の尪書と內容は同一である。

Nationlism of Chang Ping-Lin

Hidemi Onogawa

Chang Ping-lin was purhaps the greatest of advocates of nationalism

at the end of the Ch'ing. The present article traces the formation of his nationalism and its subsequent changes. Part I describes how he clarified his anti-Manchu principle freeing himself from the thought of K'ang Yu-wei and others. Part II describes his doctorine at the time of the *Su-pao* incident and during the period when he was the Editor of the *Min-pao*.